

○ 保険業法施行規則（平成十七年 月 日内閣府令第 号）

改正後	現行
<p>（事業方法書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三条第一項の免許の申請者（以下この条から第十条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を、法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。</p> <p>一 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類（再保険を含む。）の区分</p> <p>（削る）</p> <p>二 保険金額及び保険期間に関する事項</p> <p>三 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手續に関する事項</p> <p>四 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項</p> <p>五 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>（削る）</p> <p>六 保険契約の特約に関する事項</p> <p>（削る）</p>	<p>（事業方法書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三条第一項の免許の申請者（以下この条から第十条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を、法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。</p> <p>一 事業を行う地域、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類</p> <p>二 支店、従たる事務所その他の施設の業務に関する事項</p> <p>三 免許申請者の委託を受けて当該免許申請者のために保険募集を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある者を含む。）の保険募集に係る権限に関する事項</p> <p>四 再保険に付した金額を控除した保険金額及び保険期間の制限</p> <p>五 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手續に関する事項</p> <p>六 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項</p> <p>七 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>八 再保険の授受に関する事項</p> <p>九 保険契約の特約に関する事項</p> <p>十 契約者配当（法第百十四条第一項に規定する契約者配当をい</p>

- 七| 保険約款の規定による貸付けに関する事項
- 八| 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

(削る)

- 2| 免許申請者は、特別勘定(法第百十八条第一項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。)を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 特別勘定を設ける保険契約の種類
  - 二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法
- 3| 免許申請者は、積立勘定(第二十六条第一項(第六十三条において準用する場合を含む。)の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第十一条において同じ。)を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 積立勘定を設ける保険契約の種類
  - 二 保険料のうち積立勘定に経理されるもの

う。以下この章から第五章までにおいて同じ。)又は社員に対する剰余金の分配に関する事項

- 十一| 保険約款の規定による貸付けに関する事項
- 十二| 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

2| 法第三条第五項の損害保険業免許の申請者は、前項各号に掲げる事項のほか、危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項を記載しなければならない。

- 3| 免許申請者は、特別勘定(法第百十八条第一項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。)を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 特別勘定を設ける保険契約の種類
  - 二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法
- 4| 免許申請者は、積立勘定(第二十六条第一項(第六十三条において準用する場合を含む。)の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第十一条において同じ。)を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 積立勘定を設ける保険契約の種類
  - 二 保険料のうち積立勘定に経理されるもの

三 積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

4| 免許申請者は、保険業に係る業務又は事務(第五十一条に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。)を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならない。

(普通保険約款の記載事項)

第九条 免許申請者は、次に掲げる事項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〜六 (略)

七 契約者配当(法第一百四十四条第一項に規定する契約者配当をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。)又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配

三 積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

5| 免許申請者は、保険業に係る業務又は事務(第五十一条に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。)を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならない。

(普通保険約款の記載事項)

第九条 免許申請者は、次に掲げる事項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〜六 (略)

七 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる事項(第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約

当を行う保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。)を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

二 責任準備金(法第百十六条第一項の責任準備金をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

三 返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額(以下「契約者価額」という。)の計算の方法及びその基礎に関する事項

四 第二十八条第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項

五 未収保険料の計上に関する事項

六 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

七 純保険料(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。第百二十二条において同じ。)に関する事項

(削る)

者配当を行う保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。)を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

二 責任準備金(法第百十六条第一項の責任準備金をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

三 返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額(以下「契約者価額」という。)の計算の方法及びその基礎に関する事項

四 第二十八条第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項

五 未収保険料の計上に関する事項

六 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

七 予定損害率(純保険料(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。次号において同じ。)の保険料に対する割合をいう。第百二十二条において同じ。)に関する事項

八 予定事業費率(付加保険料(保険料のうち純保険料以外のもの

八 その他保険数理に関して必要な事項

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一〜四 (略)

(削る)

五 特別勘定又は積立勘定を設ける保険契約にあつては、それらに属する財産の運用に係る体制が適正であること。

六 保険業に係る業務又は事務を委託する場合には、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

七 保険契約者に対して、第五十三条第一項第一号から第四号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の書名又は押印を得る措置が明確に定められていること。

八 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更(保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。)することができることを約した保険契約にあつて

をいう。)の保険料に対する割合をいう。第二百二十二条において同じ。)に関する事項

九 その他保険数理に関して必要な事項

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一〜四 (略)

五 法第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、再保険に付した金額を控除した保険金額の限度額を合計した額が、総資産の額に比して妥当なものであること。

六 特別勘定又は積立勘定を設ける保険契約にあつては、それらに属する財産の運用に係る体制が適正であること。

七 保険業に係る業務又は事務を委託する場合には、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

八 保険契約者に対して、第五十三条第一項第一号から第四号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の書名又は押印を得る措置が明確に定められていること。

九 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更(保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。)することができることを約した保険契約にあつて

は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。

ロ 保険会社が保険契約者に対して、保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者等が不利益を受けることなく当該保険契約を将来に向かって解除できるものであること。

(保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準)

第十二条 法第五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。

二 当該書類に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）に關し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(削る)

は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。

ロ 保険会社が保険契約者に対して、保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者等が不利益を受けることなく当該保険契約を将来に向かって解除できるものであること。

(保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準)

第十二条 法第五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。

二 当該書類に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）に關し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 法第三条第五項各号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約において、付加保険料率（保険料率のうち、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分以外の保険料の保険金額に対する割合をいう。）が、保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用（将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものを除く。）を償えるものであること。

- 三 自動車の運行に係る保険（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険を除く。）の引受けを行う場合においては、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。
- イ 純保険料率の算出につき危険要因を用いる場合には、次に掲げるいずれかの危険要因により、又はそれらの危険要因の併用によること。
- (1) 年齢
  - (2) 性別
  - (3) 運転歴
  - (4) 営業用、自家用その他自動車の使用目的
  - (5) 年間走行距離その他自動車の使用状況
  - (6) 地域
  - (7) 自動車の種別
  - (8) 自動車の安全装置の有無
  - (9) 自動車の所有台数
- ロ イに規定する危険要因による純保険料率の格差が統計及び保険数理に基づき定められていること。
- ハ イに規定する年齢、性別及び地域に係る純保険料率が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。
- ニ 法第四条第二項第四号に規定する書類に、免許に係る保険料を中心とした一定範囲内で保険料を修正することを記載する

- 四 自動車の運行に係る保険（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険を除く。）の引受けを行う場合においては、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。
- イ 保険料率の算出につき危険要因を用いる場合には、次に掲げるいずれかの危険要因により、又はそれらの危険要因の併用によること。
- (1) 年齢
  - (2) 性別
  - (3) 運転歴
  - (4) 営業用、自家用その他自動車の使用目的
  - (5) 年間走行距離その他自動車の使用状況
  - (6) 地域
  - (7) 自動車の種別
  - (8) 自動車の安全装置の有無
  - (9) 自動車の所有台数
- ロ イに規定する危険要因による保険料率の格差が統計及び保険数理に基づき定められていること。
- ハ イに規定する年齢、性別及び地域に係る保険料率が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。
- ニ 法第四条第二項第四号に規定する書類に、免許に係る保険料率を中心とした一定範囲内で保険料率を修正することを記載

場合には、その範囲が免許に係る保険料に対し、千分の百二十五を乗じたものを加えたもの又は減じたものを、それぞれ上限又は下限とするものであること。

(事業の方法書の記載事項)

第二百二十条 法第八十五条第一項の免許の申請者（以下この条から第二百二十二条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第八十七条第三項第二号に掲げる書類（令第二十三条第一項に規定する条件付免許の申請をする者（第二百二十三条において「条件付免許申請者」という。）の法第八十七条第三項第二号に掲げる書類を除く。）に記載しなければならない。

一 日本における被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類

（再保険を含む。）の区分

（削る）

（削る）

二 保険金額及び保険期間に関する事項

三 日本における被保険者又は保険の目的の選択及び日本における保険契約の締結の手續に関する事項

四 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項

する場合には、その範囲が免許に係る保険料率に対し、千分の百二十五を乗じたものを加えたもの又は減じたものを、それぞれ上限又は下限とするものであること。

(事業の方法書の記載事項)

第二百二十条 法第八十五条第一項の免許の申請者（以下この条から第二百二十二条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第八十七条第三項第二号に掲げる書類（令第二十三条第一項に規定する条件付免許の申請をする者（第二百二十三条において「条件付免許申請者」という。）の法第八十七条第三項第二号に掲げる書類を除く。）に記載しなければならない。

一 日本における事業を行う地域、日本における被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類

二 日本における支店、従たる事務所その他の施設の業務に関する事項

三 免許申請者の委託を受けて当該免許申請者のために保険募集を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の保険募集に係る権限に関する事項

四 再保険に付した金額を控除した保険金額及び保険期間の制限

五 日本における被保険者又は保険の目的の選択及び日本における保険契約の締結の手續に関する事項

六 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項



五 保険証券、日本における保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

(削る)

六 日本における保険契約の特約に関する事項

(削る)

七 保険約款の規定による貸付けに関する事項

八 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

(削る)

2| 免許申請者は、日本において特別勘定（法第九十九条において準用する法第八十一条の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章において「特別勘定」という。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別勘定を設ける保険契約の種類
- 二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

七 保険証券、日本における保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

八 再保険の授受に関する事項

九 日本における保険契約の特約に関する事項

十 契約者配当（法第九十九条において準用する法第十四条第一項に規定する契約者配当をいう。以下この章において同じ。）

又は社員に対する剰余金の分配に関する事項

十一 保険約款の規定による貸付けに関する事項

十二 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

2| 法第八十五条第五項の外国損害保険業免許の申請者は、前項各号に掲げる事項のほか、危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項を記載しなければならない。

3| 免許申請者は、日本において特別勘定（法第九十九条において準用する法第八十一条の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章において「特別勘定」という。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別勘定を設ける保険契約の種類
- 二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

3| 免許申請者は、積立勘定（第六十条において準用する第六十三条の規定により設ける勘定をいう。以下この章において同じ。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 積立勘定を設ける保険契約の種類
- 二 保険料のうち積立勘定に経理されるもの
- 三 積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

4| 免許申請者は、日本における保険業に係る業務又は事務（第四百十一条に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。）を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合には、第一項各号に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならない。

（普通保険約款の記載事項）

第二百十一条 免許申請者は、次に掲げる事項を、法第八十七条第三項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〜六（略）

七 契約者配当（法第九十九条において準用する法第十四条第一項に規定する契約者配当をいう。以下この章において同じ。）又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

4| 免許申請者は、積立勘定（第六十条において準用する第六十三条の規定により設ける勘定をいう。以下この章において同じ。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 積立勘定を設ける保険契約の種類
- 二 保険料のうち積立勘定に経理されるもの
- 三 積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

5| 免許申請者は、日本における保険業に係る業務又は事務（第四百十一条に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。）を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合には、第一項各号に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならない。

（普通保険約款の記載事項）

第二百十一条 免許申請者は、次に掲げる事項を、法第八十七条第三項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〜六（略）

七 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第二百二十二条 免許申請者は、法第八十五条第四項の外国生命保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の外国損害保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号にあっては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあっては契約者配当を行う保険契約に、第六号にあっては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。)を、法第八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

二 責任準備金(法第九十九条において準用する法第一百六条第一項の責任準備金をいう。以下この章において同じ。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

三 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項

四 第四百四十六条第一項の契約者配当準備金及び契約者配当の計算の方法に関する事項

五 未収保険料の計上に関する事項

六 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

七 純保険料に関する事項

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第二百二十二条 免許申請者は、法第八十五条第四項の外国生命保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、同条第五項の外国損害保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる事項(第三号にあっては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあっては契約者配当を行う保険契約に、第六号にあっては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。)を、法第八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

二 責任準備金(法第九十九条において準用する法第一百六条第一項の責任準備金をいう。以下この章において同じ。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

三 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項

四 第四百四十六条第一項の契約者配当準備金及び契約者配当の計算の方法に関する事項

五 未収保険料の計上に関する事項

六 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

七 予定損害率に関する事項

(削る)

八 その他保険数理に関して必要な事項

(条件付免許申請者の事業の方法書の記載事項)

第二百二十三条 条件付免許申請者は、日本における被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類(再保険を含む。)の区分を法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

2 条件付免許申請者は、日本における保険業に係る業務又は事務(第百四十一条に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。)を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならぬ。

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第百六十四条 法第二百七条において準用する法第百二十三条第一

八 予定事業費率に関する事項

九 その他保険数理に関して必要な事項

(条件付免許申請者の事業の方法書の記載事項)

第二百二十三条 条件付免許申請者は、次に掲げる事項を法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 日本における事業を行う地域、日本における被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類

二 日本における支店、従たる事務所その他の施設の業務に関する事項

三 条件付免許申請者の委託を受けて当該条件付免許申請者のために保険募集を行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。)の保険募集に係る権限に関する事項

2 条件付免許申請者は、日本における保険業に係る業務又は事務(第百四十一条に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。)を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならぬ。

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第百六十四条 法第二百七条において準用する法第百二十三条第一

項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国生命保険会社等の次に掲げる保険契約に係る法第八十七條第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ〜リ (略)

二 第四百四十九條各項に規定する保険契約に関し、法第九十九條において準用する法第十六條第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第五十條第一項第一号及び第五十一條第一項第一号イの保険料積立金、第五十條第一項第二号及び第五十一條第一項第一号ロの未経過保険料、第五十條第一項第二号の二及び第五十一條第一項第三号の払戻積立金、第五十條第一項第三号の危険準備金並びに第五十一條第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

三 外国損害保険会社等の次に掲げる契約に係る法第八十七條第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第二十條第一項各号に掲げる事項、同條第二項に規定する事項及び同條第三項各号に掲げる事項

イ〜テ (略)

(事業の方法書等の記載事項)

第八十二條 法第二十九條第一項の免許の申請者(以下この条において「免許申請者」という。)は、次に掲げる事項を法第二百二

項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国生命保険会社等の次に掲げる保険契約に係る法第八十七條第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ〜リ (略)

二 第四百四十九條各項に規定する保険契約に関し、法第九十九條において準用する法第十六條第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第五十條第一項第一号及び第五十一條第一項第一号イの保険料積立金、第五十條第一項第二号及び第五十一條第一項第一号ロの未経過保険料、第五十條第一項第二号の二及び第五十一條第一項第三号の払戻積立金、第五十條第一項第三号の危険準備金並びに第五十一條第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

三 外国損害保険会社等の次に掲げる契約に係る法第八十七條第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第二十條第一項各号に掲げる事項、同條第二項に規定する事項並びに同條第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ〜テ (略)

(事業の方法書等の記載事項)

第八十二條 法第二十九條第一項の免許の申請者(以下この条において「免許申請者」という。)は、次に掲げる事項を法第二百二

十条第三項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 日本における被保険者又は保険の目的の範囲並びに保険の種類（再保険を含む。）の区分

（削る）

（削る）

二 保険金額及び保険期間に関する事項

三 日本における被保険者又は保険の目的の選択及び日本における保険契約の締結の手續に関する事項

四 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項

五 保険証券、日本における保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

（削る）

六 日本における保険契約の特約に関する事項

（削る）

七 保険約款の規定による貸付けに関する事項

八 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

九 法第二百二十三条第十一項に規定する供託金（以下この節にお

十条第三項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 特定法人及び引受社員が日本における事業を行う地域、日本における被保険者又は保険の目的の範囲並びに保険の種類区分

二 引受社員の日本における保険業に係る総代理店（法第二百九十九条第一項に規定する総代理店をいう。第百九十二条及び第百九十五条において同じ。）の支店の業務に関する事項

三 引受社員の委託を受けて当該引受社員のために保険募集を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の保険募集に係る権限に関する事項

四 再保険に付した金額を控除した保険金額及び保険期間の制限

五 日本における被保険者又は保険の目的の選択及び日本における保険契約の締結の手續に関する事項

六 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項

七 保険証券、日本における保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

八 再保険の授受に関する事項

九 日本における保険契約の特約に関する事項

十 契約者配当に関する事項

十一 保険約款の規定による貸付けに関する事項

十二 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

十三 法第二百二十三条第十一項に規定する供託金（以下この節に

いて「供託金」という。)の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)を限度として保険契約ごとに引受社員と連帯して当該引受社員の締結する保険契約に基づく債務を保証する方法に関する事項

(削る)

2| 免許申請者は、日本において特別勘定を設ける場合においては、  
第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別勘定を設ける保険契約の種類
- 二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

3| 免許申請者は、積立勘定を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 積立勘定を設ける保険契約の種類
- 二 保険料のうち積立勘定に経理されるもの
- 三 積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

4| 免許申請者は、第二百一十一条各号に掲げる事項を法第二百二十条第三項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

において「供託金」という。)の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)を限度として保険契約ごとに引受社員と連帯して当該引受社員の締結する保険契約に基づく債務を保証する方法に関する事項

2| 法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許の申請者は、前項各号に掲げる事項のほか、危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項を記載しなければならない。

3| 免許申請者は、日本において特別勘定を設ける場合においては、  
第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別勘定を設ける保険契約の種類
- 二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

4| 免許申請者は、積立勘定を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 積立勘定を設ける保険契約の種類
- 二 保険料のうち積立勘定に経理されるもの
- 三 積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

5| 免許申請者は、第二百一十一条各号に掲げる事項を法第二百二十条第三項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

5) 免許申請者は、法第二百十九条第四項の特定生命保険業免許の申請の場合にあつては第二百二十二条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許の申請の場合にあつては第二百二十二条第一号及び第二号並びに第七号及び第八号に掲げる事項を、法第二百二十条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第八十九条 法第二百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる契約に係る法第二百二十条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定める事項並びに第八十二条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項及び同条第三項各号に掲げる事項とする。

一〇三十五 (略)

別表 (第十二条第三号ハ関係)

区分	要件
年齢	純保険料率間の格差が三・〇倍以下であること。
性別	男子と女子の純保険料率間の格差が一・五倍以下であること。
地域	地域は、北海道、東北、関東・甲信越、北陸・東海、近畿・

6) 免許申請者は、法第二百十九条第四項の特定生命保険業免許の申請の場合にあつては第二百二十二条第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許の申請の場合にあつては第二百二十二条第一号及び第二号並びに第七号から第九号までに掲げる事項を、法第二百二十条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第八十九条 法第二百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる契約に係る法第二百二十条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定める事項並びに第八十二条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項とする。

一〇三十五 (略)

別表 (第十二条第四号ハ関係)

区分	要件
年齢	保険料率間の格差が三・〇倍以下であること。
性別	男子と女子の保険料率間の格差が一・五倍以下であること。
地域	地域は、北海道、東北、関東・甲信越、北陸・東海、近畿・



中国、四国及び九州の七地域以内とし、純保険料率はそれぞれの地域ごと又は複数の地域を統合したものに対し算出するものであり、かつ、純保険料率間の格差が一・五倍以下であること。

備考（略）

中国、四国及び九州の七地域以内とし、保険料率はそれぞれの地域ごと又は複数の地域を統合したものに対し算出するものであり、かつ、保険料率間の格差が一・五倍以下であること。

備考（略）